

2026年1月、

「下請法」は「取適法」へ

～知っておくべき改正のポイント～

下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法が
令和7年5月に改正され、
令和8年1月1日から施行されます。

本セミナーでは、適用対象となる事業者をはじめとする関係者を対象に取適法(下請法)・振興法の改正のポイントなどについて解説します。



対象：取適法適用対象事業者(発注事業者、受注事業者)、地方自治体、産業支援機関、金融機関等

令和7年 **10月24日** (金)
14:00～15:00

定員 **100名**

会場：長野市ビッグハット
セミナールーム【会議室1】
長野市若里3-22-2

講師

関東経済産業局 産業部
適正取引推進課長

矢野 純也氏

講師
経歴

1997年 通商産業省関東通商産業局
(現経済産業省関東経済産業局)入局
2004年 経済産業省経済産業政策局産業再生課
2009年 (財)交流協会(現(公財)日本台湾交流協会)
2014年 (株)第四銀行(現(株)第四北越銀行)
2017年 関東経済産業局中小企業金融課
2019年 関東経済産業局社会・人材政策課
2022年 内閣府地方創生推進事務局
2024年 関東経済産業局危機管理・災害対策室長
2025年 現職

セミナー内容

- 取適法(下請法)の概要/改正内容について
- 改正振興法について

申込方法

申込書に必要事項を記入のうえFAX
またはQRコードよりお申込みください。



【申込書】 FAX：026-224-5078 ※申込締切 10月10日(金)17時まで

事業所名		TEL	
所在地		FAX	
参加者名	(役職)	メール	

※ご記入いただいた情報は、本セミナーにおける本人確認、受講者名簿作成に利用するほか、主催者からの各種連絡・情報提供することがあります。

本セミナー・申込に関する問合せ先

長野市経済産業振興部 商工労働課 TEL：026-224-5041(担当：千野/中村)

【主催】長野市、産業フェアin信州実行委員会